

諮問日：平成29年3月9日（平成28年度（最情）諮問第33号）

答申日：平成29年5月25日（平成29年度（最情）答申第4号）

件名：裁判官異動計画の不開示判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「平成27年度裁判官異動計画」（以下「本件対象文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件対象文書に記録されている情報は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号ニに定める不開示情報に相当するとして、本件対象文書を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年2月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書の全部が不開示情報に該当するか不明である。

裁判官が打診された転勤先を断ることなど事実上あり得ないことからすれば、平成27年度裁判官異動計画が実施されてから2年近くが経過した平成29年2月7日時点において、その全部が不開示情報に該当するとまではいえない。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書には、裁判官の人事異動に関し、異動計画の立案担当者、立案方法、立案手順並びに異動計画の対象者及びその異動案等の情報が記録されている。

裁判官の人事管理に係る情報については、裁判官の独立を確保するため、非

常に高い機密性が求められる機微な情報であるということができ、本件対象文書に記録されている上記のような情報を公にすると、裁判官の異動を望み、あるいは望まない関係者等から不当な働き掛け等がされるなどして、今後の裁判官の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、本件対象文書に記録された情報は、全体として法5条6号ニに規定する不開示情報に相当する。

したがって、本件対象文書を不開示とした原判断は、相当である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年3月9日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月15日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年4月21日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年5月19日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書には、裁判官の人事異動に関し、異動計画の立案担当者、立案方法、立案手順並びに異動計画の対象者及びその異動案等の情報が記録されていることが認められる。

裁判官は、憲法上、その職務の独立性が保障されるとともに、身分が保障されている（憲法76条3項、78条）。また、その身分保障の現れとして、裁判官がその意思に反して転官や転所をされることはない（裁判所法48条）。これらの規定の趣旨に照らすと、裁判官の人事管理に係る情報については、裁判官の独立を確保するため、非常に高い機密性が求められる機微な情報であるということができ、本件対象文書に記録されている上記のような情報を公にすると、裁判官の異動を望み、あるいは望まない関係者等から不当な働き掛け等がされるなどして、今後の裁判官の人事管理に係る事務に関し、適正かつ円滑

な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、本件対象文書に記録された情報は、その文書の標題部分や発出者名等を含め、全体として法5条6号ニに規定する不開示情報に相当する。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件対象文書に記録された情報が全体として法5条6号ニに規定する不開示情報に相当すると認め、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口                    正   人